

## 浜松市防犯カメラ貸与事業要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市が所有する防犯カメラを迷惑行為のあった自治会に貸与することで防犯カメラの有用性を周知し、防犯カメラの設置を促進することで迷惑行為の抑止を図り、犯罪が起きにくい安全で安心なまちづくりを推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯カメラ

市が自治会に貸与する、落書き、不法投棄等の迷惑行為を抑止する目的で、迷惑行為を受けた建物等を撮影及び記録する防犯カメラをいう。

(2) 迷惑行為

建物等において人に著しく不安や迷惑を感じさせる行為をいう。

(3) 建物等

自治会が管理又は所有する建物その他の工作物及び土地をいう。

(4) 自治会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。

### (貸与対象者)

第3条 貸与対象者は建物等が迷惑行為を受けた自治会とする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与の対象者としなない。

(1) 防犯カメラの設置、管理又は運用に関する問題が生じるおそれがあると認められるとき。

(2) 申出に係る迷惑行為を抑止するために、恒常的な防犯カメラの設置又は防犯カメラによる広範囲な撮影が必要になると認められるとき。

### (貸与物品)

第4条 貸与物品は、次に掲げるもので、市が所有する数量の範囲で必要と認められる最小の数量とする。

(1) 防犯カメラ本体

(2) 防犯カメラ設置用資材

(3) 防犯カメラの設置を明示する標識

#### (貸与期間)

第5条 貸与期間は、原則として6か月以内とする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、1回に限り、貸与期間を更に6か月延長することができる。

#### (貸与料)

第6条 貸与は無償とする。

#### (貸与の申請)

第7条 貸与を受けようとする自治会は、防犯カメラの設置について、自治会内で調整が完了し合意を得たうえで防犯カメラ貸与申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、防犯カメラ貸与決定通知書(第2号様式)を交付し、防犯カメラを貸与するものとする。

#### (管理責任者)

第8条 貸与を受ける自治会(以下「借受者」という。)は、防犯カメラの管理責任者を定めなければならない。

2 借受者は、貸与を受ける際に、防犯カメラ管理責任者届出書兼誓約書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

3 管理責任者は、法令を遵守しなければならない。

4 管理責任者は、この要綱にしたがって防犯カメラを管理し、又は運用しなければならない。

5 管理責任者は防犯カメラの設置及び運用に関する苦情等を受けたときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

#### (借受書の提出)

第9条 借受者は、防犯カメラの設置状況を明らかにして、速やかに防犯カメラ借受書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

#### (借受内容の変更)

第10条 借受者は、前条の規定により提出した借受書の内容に変更が生じるときは、事前に防犯カメラ借受内容変更届(第5号様式。以下「変更届」という。)を市長に提出しなければならない。

#### (貸与期間の延長)

第11条 借受者は、第5条ただし書の規定により、6か月を超えて防犯カメラの貸与を受けようとするときは、貸与期間の延長が必要な理由を明記して、変更届を市長に提出しなければならない。

### （防犯カメラの撮影範囲）

- 第12条 借受者及び管理運用者（以下「借受者等」という。）は、迷惑行為の抑止のため必要と認められる最小の範囲を撮影するよう、撮影範囲を調整しなければならない。
- 2 借受者等は、専ら他人が管理し、又は所有する建物等を撮影範囲とする等、社会通念上、認められていない撮影を行ってはならない。
- 3 撮影範囲の設定にあたっては、近隣住民のプライバシーを最大限に尊重し、不必要な個人情報等の取得を行わないよう配慮しなければならない。

### （防犯カメラの存在の明示）

- 第13条 借受者等は、防犯カメラが設置されていることを標識等により明示しておかなければならない。

### （防犯カメラの設置）

- 第14条 借受者等は、設置場所の所有者の同意を得てから防犯カメラを設置しなければならない。
- 2 借受者等は、防犯カメラの設置場所を変更しようとするときは、変更届を貸与者に提出しなければならない。

### （画像データの管理）

- 第15条 防犯カメラにより撮影された画像および画像に係る情報（以下「画像データ」という。）の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。
- （1）画像データは管理責任者のみが取り扱うこととする。
- （2）プライバシー保護や情報漏えいに留意し、適正に管理すること。
- （3）記録媒体に保存された画像データを偽造し、又は他の記録媒体に移動、複写、外部への持ち出しや転送する等の一切の違法又は不当な行為をしないこと。
- （4）貸与期間終了後は、直ちに記録媒体内の全ての画像データの消去を行うこと。
- （5）防犯カメラに装着している記録媒体を保護するため、当該記録媒体を防犯カメラから容易に取り出すことができないよう、常時施錠しておくこと。

### （防犯カメラの返還）

- 第16条 借受者は、貸与期間が満了する日までに防犯カメラを返還しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、借受者は、迷惑行為が解決する等、借受の必要がなくなったときは、速やかに防犯カメラを返還しなければならない。
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、借受者に防犯カメラを返還させることができる。
- （1）借受者が偽りその他不正な手段により、貸与を受けたとき。
- （2）借受者又は管理運用者がこの要綱の規定に違反したとき。

- (3) 借受者が第3条に規定する貸与対象者に該当しなくなったとき。
- (4) 借受者が貸与期間を超えて、防犯カメラを返還しないとき。

#### (維持管理等の経費)

第17条 次に掲げる経費は、借受者等が負担するものとする。

- (1) 電池交換等、防犯カメラの使用に係る経費
- (2) 防犯カメラの設置場所の変更に要する経費
- (3) 防犯カメラを返還時の防犯カメラの設置場所の原状回復に要する経費

#### (損害賠償)

第18条 貸与者は、借受者等が、故意若しくは過失により防犯カメラを毀損し、若しくは紛失し、防犯カメラを第三者に譲渡し、又は防犯カメラを担保に供した場合は、借受者等に現品又は市長が相当と認める金額をもって賠償させることができる。

#### (委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市民生活課長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は令和8年8月1日から施行する。